

○中野委員長 これより総務常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席でございます。

それでは1番目、請願・陳情議案の審査について、陳情第9号、基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求める意見書の提出を求めることについて、まずはここで、各委員から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、前回保留となっていた会派に対しまして、判断できる状況かどうかを確認させていただきたいと思えます。

まず、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 まだ鋭意検討中ですので、保留とさせていただきます。

○中野委員長 次に、民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 同じくまだちょっと判断できていませんので、保留とさせていただきます。

○中野委員長 次に、無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 判断できます。

○中野委員長 それでは、陳情第9号につきましては保留の会派がございましたので、引き続き、今回は保留とさせていただきたいと思えます。

次に、陳情第10号、インフレ率2パーセントを達成するまで消費税を凍結することを求める意見書の提出を求めることについて、この件につきまして、委員のほうから何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、前回判断保留の会派に対しまして、判断できる状況にあるかを確認させていただきたいと思えます。

まず、自民党・市民会議。えびな委員。

○えびな委員 判断できます。

○中野委員長 次に、民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 こちらも保留をお願いします。

○中野委員長 次に、無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 判断できます。

○中野委員長 それでは、陳情第10号につきましても判断できない会派がございますので、同じく今回は保留とさせていただきたいと思えます。

次に移ります。議事予定表の2番目、令和3年第1回定例会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、議案第4号、令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について、議案第11号、旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の制定について、議案第12号、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）、報告第3号、専決処分の報告について（変更契約を締結すること）、それぞれ理事者から説明をお

願いたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算及び議案第4号、令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきましては、市民活動交流センター管理費など61事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31億8千487万8千円を追加しようとするものでございます。本委員会の所管に関わりましては、補正予算書19ページから26ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、2款総務費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金で7千614万8千円、公共駐車場事業特別会計繰入金で2千21万5千円、航空路線確保対策費で1千550万円、地域公共交通対策費で2千194万1千円、4款衛生費では、水道事業会計出資金で1億9千511万3千円、病院事業会計負担金で2千万円をそれぞれ追加し、13款職員費では、給料及び諸手当で2億1千万円を減額しようとするものでございます。歳入につきましては、14ページから18ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で7億5千21万9千円、20款寄附金のうち、市立旭川病院寄附金で2千万円、21款繰入金のうち、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金で4千730万5千円、24款市債で29億5千476万7千円をそれぞれ追加し、19款財産収入で3億8千970万円、21款繰入金のうち、財政調整基金繰入金で9億8千787万2千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。4ページ及び5ページの第2表繰越明許費補正では、JR路線維持対策費、ブロードバンド整備費、水道事業会計出資金、病院事業会計負担金を繰越明許費として追加しようとするものでございます。6ページの第3表債務負担行為補正では、令和3年度分施設維持管理業務等委託料について、債務負担行為を追加しようとするものでございます。7ページの第4表地方債補正では、減収補填債など3件を追加し、水道事業会計出資債など4件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を補正しようとするものでございます。その内容といたしましては、37ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますように、1款事業収入で2千21万5千円を減額し、5款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。10ページ下段の第2表債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運營業務委託料について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、議案第11号、旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の制定につきまして御説明申し上げます。本条例は、旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づき、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました旭川市中小企業振興資金融資制度の災害・景気対策融資における令和3年度以降の利子補給事業の財源に充てるため、令和8年3月31日までの期間において基金を設置しようとするもので、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくお願申し上げます。

○中野委員長 総務部長。

○野崎総務部長（総務部総務監） 議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第12号、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものであります。

続いて報告第1号、専決処分の報告につきましては、整理番号1及び2の2件でありまして、いずれも庁用自動車による交通事故に関わり、損害賠償の額を定めたものであります。整理番号1につきましては、昨年12月22日、市内末広東1条3丁目におきまして、庁用の乗合自動車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を24万1千395円と定め、2月1日に専決処分をさせていただいたものであります。市の過失割合は100%であります。整理番号2につきましては、昨年10月23日、市内忠和6条1丁目におきまして、庁用の軽自動車が相手方の車両と接触し、相手方が負傷する損害を与えたもので、その損害賠償の額を15万5千38円と定め、2月4日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。なお、この事故による車両に対する損害賠償でありますけれども、令和2年12月24日に専決処分を行い、本年第1回臨時会において御報告を申し上げているものとなっております。

続いて報告第3号、専決処分の報告につきましては、変更契約を締結したものでありまして、整理番号1及び2を一括して御説明申し上げます。令和2年3月26日に御議決いただきました総合庁舎建替（A）新築工事及び総合庁舎建替（B）新築工事につきましては、令和2年6月1日に新労務単価を適用して、契約金額をAにつきましては57億4千328万9千790円に、Bにつきましては32億1千969万8千255円にそれぞれ変更しておりますが、請負人から、新型コロナウイルスの感染防止対策購入等物品に対する追加費用の増額による請負代金変更の請求があったため、（A）につきましては、その契約金額を57億4千412万9千948円に、（B）につきましては、その契約金額を32億2千10万3千455円にそれぞれ変更することにつきまして、令和3年2月4日に専決処分をさせていただいたものとなっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 ここで、委員の皆様から何か発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、議事予定表の3番目に移ります。

報告事項について、旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果について、理事者から報告をお願いいたします。

総務監。

○野崎総務部総務監 お手元の資料を御覧いただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

平成28年12月に制定されました旭川市における公契約の基本を定める条例の附則の定めに基づき、契約審査委員会を開催し、その際、御意見をいただきました賃金の実態に関わる調査について、このほど結果を取りまとめましたので、御報告申し上げます。

調査の概要であります。市が発注した設計金額が500万円以上の建設工事を受注した事業者と、その下請に入った事業者を対象といたしました。これまでの議会での議論を踏まえまると、公共工事設計労務単価と実際の支払賃金の差が課題とされてきたことなどから、市発注の建設工事を対象としたところであります。なお、事業者の負担に配慮し、複数の工事がある場合は一番請負金額の高い工事を対象といたしております。対象となる労働者につきましては、調査対象工事の施工期間

のうち、本年度4月から9月の間に1日以上工事に従事した設計労務単価において定める51職種に該当する方といたしました。なお、役員、現場代理人等の技術者、事務員等につきましては調査の対象としておりません。対象とする賃金であります。基本給、通勤手当などの基準内手当、過去1年間に支給された臨時の賞与、実物支給としております。また、契約審査委員会で御意見をいただきましたことから、今回より時間外手当を賃金等とは別に調査をいたしたところです。調査期間であります。令和2年10月6日から11月27日までといたしました。回答が寄せられたのは、元請、下請、合わせて254社でありましたが、対象労働者がいない26社を除き228社、811人の集計結果となっております。なお、前年調査では205社、労働者は888人の集計でありました。

この調査の後、令和3年1月に調査票の提出のあった事業者のうち19社に対し、さらに聞き取り調査を行いました。寄せられた回答につきましては、労働者の年齢、経験年数、元請と下請の別、常勤と日雇の別、また、外国人労働者など、できる限り多角的に賃金実態を捉えるようにしたところであります。その結果でありますけれども、お手元の資料、2ページ目から4ページ目にかけてお示しをしておりますが、その中で主要なものについて順次御説明を申し上げます。

まず、2ページの2の調査結果概要の(1)であります。労働者の平均賃金であります。対象となった労働者全体で一日あたり1万4千59円でありました。なお、設計労務単価が定められている51職種中、今回の調査においては、32の職種について回答をいただいたところであります。前回の調査では、平均賃金が1万3千717円であり、前年比でいきますと342円の増額、2.49%の上昇が見られたところであります。次に3ページ(2)であります。同じ職種でありましても、最低と最高を比較いたしますと、特殊作業員では2.2倍、普通作業員では3.4倍など、19職種で2倍以上の差が出ていたところであります。次に(3)であります。年齢では、40代から50代、また経験年数が長い労働者に高い賃金が支払われる傾向がありました。次に4ページの(5)であります。元請、下請の関係では、比較が出来た11職種中、平均賃金で元請が下請を上回っていたのは、運転手(一般)及び配管工の2職種で、ほかの9職種につきましては、下請のほうが元請を上回っているという状況でありました。次に(6)であります。今回調査をいたしました実態賃金の全体水準をはかるために、公共工事設計労務単価と比較をしたところ、先ほど申し上げました一日当たりの平均賃金、加重平均であります。1万4千59円は、公共工事設計労務単価の加重平均額1万9千873円の70.74%となっております。前回の71.22%から0.48ポイント減少したところあります。なお、普通作業員は70%、電工75%など、16職種で平均賃金が労務単価の7割以上となっていたところあります。

先ほど申し上げましたとおり、平均賃金は前年の調査より2.49%伸びており、令和2年の全国公共工事設計労務単価が前年比で2.5%の上昇でありましたことから、労務単価の上昇分が適切に賃金に反映しているというふうに見受けられたところあります。また、賃金実態調査と併せて、前回につきましては社会保険等の加入状況も調査をいたしたところあります。これら保険は法律で加入が義務づけられているにもかかわらず、建設業で未加入が多かったということが問題視されたこともありまして、業界全体で未加入対策に取り組んでこられたほか、本市でも取組を行った結果、未加入者はいないという状況が確認できたことから、今回はこの調査の項目から除いたところあります。

今回、新たに加えたものとして、令和2年から公共工事の品質確保の促進に関する法律で、法定で義務づけられた政府の労災保険に加えまして、上乘せで法定外の民間労災保険に加入して、万一の際に十分な補償を受けられるようにするための保険料を予定価格に反映することが発注者の責務とされ、旭川市についてもそのように履行していることから、法定外労務保険に加入しているかについて調査項目に加えたところでありまして、その結果、8割が法定外の労務保険に加入していたところであります。

なお、資料6ページから15ページにかけて、調査結果を表として掲載させていただきました。また、聞き取り調査の主な内容につきましては、16ページから17ページに記載をしております。聞き取りの結果からは、公契約条例で賃金条項を定めることは賛成であるとの意見もあったところでありますけれども、事業者の経営体力に影響を及ぼすことを憂慮する声も聞かれたところであります。

以上、調査結果についての御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○中野委員長 ただいま理事者から報告がありました件について、委員の皆様から特に御発言ございますでしょうか。

石川委員。

○石川委員 ただいま、旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果について報告がありました。この課題につきましては、昨年第1回定例会の大綱質疑でも取り上げたので、改善されたかどうか確認していきたいと思ひます。

最初に、報告にもありましたように、労働者の平均賃金ですが、対象労働者全体の加重平均で1万4千59円と、昨年の1万3千717円より342円上がっているということでしたが、北海道の公共工事設計労務単価が設定されている職種のうち、今回提出のあった30職種の設計労務単価の加重平均額1万9千873円の70.74%で、前回調査時の71.22%より0.48ポイント減少となっておりますが、これをどのように受け止めますか。

○齊藤総務部契約課長 今回の調査結果における労働者の平均賃金については、前年調査結果から2.49%の上昇となっており、設計労務単価全国平均の2.5%の上昇率と同等であることから、これまでの施策や事業者の努力が一定程度反映されていると考えているところであります。ただ、北海道の設計労務単価の加重平均の上昇率3.18%とは差があり、十分な上昇であるとは言えない状況であることから、さらに労働環境の向上が図られるよう公契約条例の普及啓発に努めてまいります。

○石川委員 さらに労働環境の向上を図るように取り組みたいということなんですけれども、元請、下請の関係でお尋ねします。今、報告があった資料4ページの（5）、一番上のところですが、ここでも、平均賃金で元請が上回っていたのが、前回は普通作業員、軽作業員、運転手（一般）、配管工、この4職種でしたが、今回は運転手（一般）、配管工、この2職種に減っております。また、下請のほうが上回っていたのが、前回の特殊作業員、造園工、電工、運転手（特殊）、土木一般世話役、大工の6種類から、今回見てみますと、特殊作業員、普通作業員、軽作業員、電工、塗装工、運転手（特殊）、土木一般世話役、大工及びダクト工の9職種というふうに増えているんですけれども、これはどういったことを表しているのでしょうか。

○齊藤総務部契約課長 この調査結果の内容といたしましては、普通作業員及び軽作業員の賃金が、

前年は元請が上回っていたところですが、今回は下請が上回ったことによるものであります。普通作業員につきましては、3次下請の1社が元請との比較対象となっておりまして、当該労働者の経験年数が長く、賃金が高額であったことから、前年度と逆転現象となっております。また、軽作業員についても、元請の平均賃金が今年度減少したことから、下請との逆転現象となっております。

賃金実態調査につきましては、抽出した時期及び工事に係る労働者の賃金を調査しておりますので、対象となる労働者が前年度と同じ者でないことが多いことから、個別の状況についての傾向はつかみにくいものとなっております。

○石川委員 今回の答弁で、対象となる労働者は前年度とは違うので、個別の状況についての傾向はつかみにくいということだったんですけども、それならば、この元請、下請の賃金の関係を調べる必要はあるのかなというふうに思うんですけども、いかがなんでしょう。

○齊藤総務部契約課長 先ほどの答弁で、個別の傾向はつかみにくいというようなお話をさせていただいたところですが、全体的に下請の賃金が元請に対して低く抑えられている状況があるのかないのかですとか、そういった部分の全体の傾向をつかむために、この調査をしていたところでございます。

○石川委員 分かりました。それでしたら、この点についても調査を続けていただきたいというふうに思うんですけども。

外国人労働者についてお尋ねします。コロナ禍でありながら、前回の21人から、今回調査では28人に増えているんですけども、これはどういった理由なのでしょう。

○齊藤総務部契約課長 今回の調査結果の外国人労働者を雇用している事業者に聞き取り調査を行ったところ、新型コロナによる外国人労働者の雇用に対する影響は、入国時に検査の上、2週間程度待機しなければならなかったことがあったが、雇用自体には影響はなかったというようなことでございました。人数の増減につきましては、聞き取った事業者につきまして、昨年2社、今回4社となっておりますが、通常10人程度の外国人労働者を常時雇用しておりまして、対象となった工事に従事している人数が違うだけであるとのことでした。ほかの事業者についても同様であり、大きな増加傾向はなく、また、コロナ禍による減少というのも見受けられない状況でありました。

○石川委員 ちょうどコロナの合間を縫ってといいましょうか、日本に来ることのできるちょうどいいときに来られて、そこで労働に就くことができたのかなというふうに思います。

この外国人労働者の賃金なんですけれども、15ページの上のほうに(8)で賃金が載っているんです。左官を見ると分かりやすいんですけども、お一人ということで、左官の賃金は6千831円で最低賃金を下回っていますよね。平均賃金は、いずれの職種も対象労働者全体の平均賃金を下回っている、こういった記載もあるんですけども、このことに対する認識をお示しいただきたいと思います。

○齊藤総務部契約課長 今回の調査では、事業者の事務負担を考慮して、任意の1か月分の賃金について調査いたしました。月給制の労働者で、調査回答の対象となった月の所定労働日数が多い月の場合は、日額換算で低くなる場合がございますが、厚生労働省が定める年間労働日数で計算しますと、最低賃金は確保されておりますことを事業者に聞き取り調査等を行いまして、確認しております。また、今回提出のあった外国人労働者の経験年数の内訳といたしまして、28人中で経験年数3年以下が26人と、経験年数が少ない者が大多数であることから、平均賃金が低額となってい

るものと考えております。

○石川委員 外国人労働者だから賃金が低いのではなくて、経験年数が低いからといった、そういう答弁だったというふうに思います。

この調査は、昨年度初めて実施されたものなんですけれども、昨年度に引き続き今年度も調査をしたということは、今後、毎年調査を続けていくということなのではないでしょうか。設計労務単価の上昇ですとか担い手不足で、事業者の方も大変だというふうには思うのですけれども、まだ改善すべき点は残されていると思うんですよ。そこで、最後に、今回の調査結果を総括して、総務監の見解を述べていただきたいと思います。

○野崎総務部総務監 今回の調査結果でありますけれども、聞き取りの結果、ほとんどの事業者におきましてはここ数年、賃金を上げているということの回答でありました。今年度につきましても賃金を上げている事業者が多くありましたけれども、一方では受注の見込みを考えて上げていないという事業者もあったところがあります。

今回の調査におきまして、賃金が上昇しているという傾向について捉えることができたところがありますけれども、設計労務単価に鑑みますと、先ほど御質問もありましたように、その水準はまだ低いことなどの課題がありますし、また、新型コロナウイルス感染症の影響が翌年度以降にどのように影響してくるかということも、予測がなかなか難しいところがあります。私どもとして、先ほど社会保険のお話もいたしましたけれども、賃金適正化でありますとか、週休2日制の導入など、ほかの施策も実施をしていきながら、労働環境の改善につながるようにしていきたいというふうに考えておりますし、賃金実態調査は次年度以降も継続して、さらなる精査をすることが必要であるというふうに考えているところがあります。

○石川委員 ぜひ、この調査は次年度以降も引き続きやっていただきたいということを述べまして、質疑を終わらせていただきます。

○中野委員長 他に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、本日の議事は全て終了させていただきました。

以上をもちまして、総務常任委員会を散会させていただきます。

散会 午前10時32分